

村田町有地売払（随意契約）要領

町有地の売払いについて村田町普通財産売払実施要綱（平成16年村田町訓令第10号。以下「要綱」という。）第3条第3号の規定により、随意契約による売払いを実施する。

1. 売払い財産

売り払う普通財産（以下「売払財産」という。）は、下記のとおりとする。

区画 番号	所在地・地目・面積等	売払価格
1	村田町大字村田字石生24番24 宅地 176.28㎡（53.32坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	3,403,000円
2	村田町大字村田字石生24番25 宅地 178.26㎡（53.92坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	3,441,000円
3	村田町大字村田字石生24番26 宅地 178.30㎡（53.93坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	3,442,000円
4	村田町大字村田字石生24番27 宅地 173.90㎡（52.60坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	3,357,000円
5	村田町大字村田字石生24番28 宅地 221.18㎡（66.90坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	4,269,000円
6	村田町大字村田字石生24番29 宅地 221.76㎡（67.08坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	4,280,000円
7	村田町大字村田字石生24番30 宅地 225.13㎡（68.10坪） 第1種中高層住居専用地域・下水道設置済	4,346,000円

2. 契約相手方の決定方法

契約の相手方は、受付開始以降、先に申込みをした者を契約の相手方として決定する。

ただし、受付開始初日のみ、受付開始時間に複数の申込者がいた場合には、次の方法により契約の相手方を決定する。

- (1) 受付開始初日の午前9時の時点で受付場所（村田町役場1階 町民の部屋）にいる申込者で「申込み順序を決めるくじ」を行う。
- (2) はじめに、「申込み順序を決めるくじをひく順序のくじ」を行う。この「くじ」の結果により、改めて「申込み順序を決めるくじ」を行う。
- (3) 「申込み順序を決めるくじ」は(2)の「くじ」で得た番号の少ない者から行う。「くじ」の結果、番号が少ない者を上位順として、申込み順序を決定する。
- (4) その後、(3)で決定した順序により、申込みの申請受付を行う。
- (5) 午前9時以降に受付場所に到着した者は、到着の順序により申込み受付を行う。

3. 申込資格

売払財産において買受けの申込みをすることができる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号に掲げる者は、売払財産について買受けの申込みをすることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受け復権しない者
- (2) 税及び使用料を納入していない者
- (3) 要綱第23条の規定により当選者等としての地位を失った日後2年を経過していない者

4. 申込条件等

- (1) 申込みをしようとする者は、同一の受付期間において、二以上の申込みをすることができない。
- (2) 売払財産を共同して買受けようとする者は、連名して申込みすることができる。この場合には、これらの者の全員が、上記3による申込資格を有しなければならない。
- (3) (1)の適用については、同一の世帯に属する者がする申込みは、同一の者がしたものとみなす。

5. 受付期間

受付期間は、令和5年11月26日（日）から当分の間行い、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ただし、令和5年11月26日（日）は、午前9時から正午まで受付を行う。

6. 申込み方法

売払財産において、買受けの申込みをしようとする者は、次に掲げる書類（提出の日前1月以内に発行されたものに限る。）を村田町役場財政課へ提出しなければならない。

ただし、受付開始初日のみ、村田町役場1階 町民の部屋において申請受付を行う。

- ① 町有財産譲渡申請書（様式第5号）
- ② 誓約書
- ③ 住民票抄本（個人の場合）
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 納税証明書（町税等）
- ⑥ 委任状（代理人が申請書を持参する場合）
- ⑦ 法人登記簿の謄本（法人の場合）

7. 地位の喪失等

買受人が、正当な理由なく売払財産の代金を支払わないときは、買受人は、その地位を失う。

8. 契約の説明

- (1) 契約締結のため売買契約書その他契約に必要な書類を交付し、説明を行う。
- (2) (1)に規定する書類の交付は、契約の相手方となる者の決定の際に行う。

9. 契約締結

- (1) 町有財産譲渡申請書が提出された日から5日以内に契約を締結する。
- (2) 町が2部作成する売買契約書を熟読のうえ、住所及び氏名を記入し、印鑑登録している印を押印する。また、売買契約書1部に収入印紙（千円）を貼り、2部町へ提出するものとする。

10. 売払代金の支払等

売払い代金の支払方法は、次のいずれかの方法による。

- (1) 契約の際に売払価格の全額を一括して支払う方法
- (2) 契約の際に売払価格の100分の10に相当する金額以上の額を契約保証金として納入し、契約締結後、町指定期日以内に売払価格の全額を一括して支払う方法
- (3) 先に契約保証金として納入した額を、売払代金に充当できる。
- (4) 買受人が契約に基づく義務を履行しない場合には、契約保証金を返還しないものとする。

1 1. 上水道・下水道の負担等

- (1) 上水道に接続する場合は、村田町上水道給水条例（平成10年村田町条例第13号）に基づき加入金が必要となる。（問い合わせ：建設水道課 0224-83-2870）
- (2) 下水道に接続する場合は、村田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和63年村田町条例第29号）に基づき1平方メートル当たり300円の負担金が必要となる。（問い合わせ：建設水道課 0224-83-2870）

1 2. 契約の条件

契約を締結するにあたり、次に掲げる条件を付す。

- (1) 契約締結の日から5年を経過する日まで、町の承認を得ずに売払い財産について売買、贈与、交換若しくは出資等により所有権を第三者に移転し、又は売払い財産に地上権、質権、使用貸借による権利、その他売払い財産の使用収益を直接の目的とする権利を設定してはならない。
- (2) 売払い財産を自己所有の建物敷地として供用を開始し、契約締結の日から5年を経過する日までその供用を継続すること。
- (3) 売払い財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (4) 第三者を介して売払い財産を第3号に掲げる用に供させてはならない。第三者に所有権を移転する場合にあっても同様とする。